

排水設備工事に関する手続き及び施工に関する基準

第6節 排水槽の構造及び維持管理に関する指導

(排水槽の構造及び維持管理に関する指導)

第27条 下水処理区域内において、排水槽を設置して排水ポンプにより、汚水又は雑排水を公共下水道施設に排出する者に対し、悪臭の発生を防止し、汚泥その他の廃棄物の処理を適正に行うため、排水槽、阻集器、排水管及びその他の設備（以下「排水槽等」と言う）の構造、維持管理その他必要な事項を定めるものとする。

(1) 排水槽の設置に関する事前協議

排水槽等を新設もしくは改築しようとする者は、排水設備工事計画確認申請及び建築確認申請に先立ち、当該排水槽の構造等が(3)に定める基準に適合するか否かについて、管理者と事前に協議するものとする。

(2) 協議に必要な図書

ア (1)に定める協議を行う者（以下「協議者」と言う）は、「排水槽事前協議申請書（様式第17号）」に、次に掲げる図書を添付し、管理者と協議を行わなければならない。

① 計算書 排水槽の容量計算、排水ポンプの計算及びその他必要な計算書

② 図面 位置図、平面図、排水槽（構造図・平面図・断面図）、配管図（平面図・立図）

③ 排水ポンプの型式 排水量、揚程、出力、消費電力、性能曲線図など

④ 維持管理概要説明書

⑤ 前4号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

イ 管理者は、前項の規定による協議申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは「排水槽設計協議済通知書（様式第18号）」により、協議者に通知するものとする。

(3) 構造基準

排水槽等の構造基準は、下水道法第10条第3項の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

① 汚水又は雑排水を貯留する排水槽は、原則、分離した槽とすること。

② 排水槽の有効容量は、時間最大流入量の2時間分とし、次式によって算出した容量とすること。

$$V = (Q \times 1.5) \times 2.0$$

V：排水槽の有効容量(m³)

Q：時間当たり平均流入量(m³/h)

但し、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗、汚泥の沈殿・たい積及びスカムの発生を防止するためのばっ気・攪拌併設装置を設けたものについては、別途、管

理者と協議するものとする。

- ③ 排水槽の内部は、不浸透質の耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。
- ④ 排水槽の底部は、吸い込みピットに向かって、すべての方向から15分の1以上10分の1以下の勾配を有するものとし、排水管の底部には吸い込みピットを設け、吸い込みピットは、排水用ポンプの吸い込み管の外側及び底部から20 cm程度の間隔をもつ大きさとする。
- ⑤ 排水槽には、次の設備及び装置を設けること。
 - a 通気管（建築物等の外部に直接解放すること）
 - b 予備ポンプ（故障時に備え予備ポンプを設置すること）
 - c 運転タイマー（規定時間以内での運転が制御できること）
 - d 電極式制御装置又はフロートスイッチ（ポンプの始動水位などの水位制御ができること）
 - e 満減水警報装置
- ⑥ 排水槽等は臭気の漏れない構造とすること。また、排水槽には、保守点検及び清掃が容易な位置に防臭型マンホール（φ600程度）を設けること。
- ⑦ 排水ポンプの能力は、排水槽内揚水範囲の汚水を3分間程度で全部排除し得るものとする。
- ⑧ 雑排水は、きょう雑物及び油脂分を有効に分離できる機能を有する阻集器を経由させること。

（4）清掃及び維持管理の基準

ア 排水槽等の清掃に関する基準は、次に定めるとおりとする。

- ① 排水槽等は、常に清潔、良好な状態を保つよう努めるものとし、6ヶ月以内毎に定期的に清掃し、汚泥残留物質を除去すること。ただし、排水水質、排水量及び排水槽の容量によっては、清掃の回数を増すこと。
- ② 排水槽等の清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散防止、消毒等に配慮するとともに、槽内の換気等を行い、作業中の事故防止に努めること。
- ③ 清掃に薬品を用いた場合は、下水道施設又は浄化槽の機能を阻害し、損傷することのないよう留意すること。

イ 排水槽等の維持管理に関する基準は、次に定めるとおりとする。

- ① 申請者は、次の書類を作成した後、利用可能な状態に整理・記録し、5年間保存すること。
 - a 排水槽等に関する書類
 - b 排水槽等の清掃、機器の点検修理の記録簿
- ② 排水槽の槽内貯留時間は、可能な限り短縮するために排水ポンプの始動水面をできるだけ低く設定すること。
- ③ 排水槽内の正常な機能を阻害するようなものを、槽内に投入又は流入させないこと。

- ④ ばっ気・攪拌併設装置又は排水用補助ポンプについては、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗などを防止するため、適正に運転すること。

(5) 汚泥等の処理

ア 排水槽等の清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」と言う）」に基づき、次により行うものとする。

- ① 汚水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃掃法施行令第3条の規定によること。
- ② 雑排水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、廃掃法施行令第6条の規定によること。

イ 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

- ① 前項第1号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。
- ② 前項第2号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第14条第1項及び第4項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。この場合において、同法第12条第3項の規定により、同法施行令第6条の2に定める基準に従うこと。

(6) 臭気に関する指針値

排水槽に貯留する汚水又は雑排水を排除しようとする場合は、次に定める指針値に適合するよう努めるものとする。

指針値

- ① 排水時の公共汚水ます等の内部の空気に含まれる硫化水素の濃度を10ppm以下とする。
- ② 排水時の公共汚水ます等に含まれる硫化水素の量を2mg/L以下とする。

(附 則)

この基準は平成27年7月1日から施行する